

船橋市教育委員会会議 8 月定例会会議録

1. 日 時 令和 8 年 8 月 2 0 日 (木)

開 会 午後 2 時 0 0 分

閉 会 午後 3 時 2 4 分

2. 場 所 教育委員室

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 3. 出席委員 | 教 育 長    | 松 本 淳   |
|         | 教育長職務代理者 | 小 島 千 鶴 |
|         | 委 員      | 朝 倉 暁 生 |
|         | 委 員      | 蓮 池 政 貴 |
|         | 委 員      | 大 塚 佳 子 |

|         |            |         |
|---------|------------|---------|
| 4. 出席職員 | 教育次長       | 小 栗 俊 一 |
|         | 管理部長       | 鈴 木 寿 雄 |
|         | 学校教育部長     | 長谷川 右   |
|         | 生涯学習部長     | 鈴 木 靖 弘 |
|         | 教育総務課長     | 醍 醐 紀 子 |
|         | 施設課長       | 高 誠 司   |
|         | 学務課長       | 山 崎 貴 光 |
|         | 指導課長       | 内 野 義 孝 |
|         | 指導課長補佐     | 大久保 徹   |
|         | 保健体育課長     | 大 橋 一 樹 |
|         | 総合教育センター所長 | 和 久 貴 子 |
|         | 教育支援室長     | 金 子 勝 一 |
|         | 市立船橋高校校長   | 近 藤 義 行 |
|         | 市立船橋高校事務長  | 廣 澤 恵 美 |
|         | 文化課長       | 板 松 美 保 |
|         | 青少年課長      | 由 良 公 伸 |
|         | 生涯スポーツ課長補佐 | 三 橋 康 志 |
|         | 中央公民館長     | 加 藤 宏 之 |
|         | 西図書館長      | 柴 山 和香子 |
|         | 市民文化ホール館長  | 岸 直 人   |
|         | 郷土資料館長     | 高 橋 恭 子 |

## ５．議 題

### 第１ 前回会議録の承認

### 第２ 議決事項

- 議案第３５号 船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第３６号 令和９年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 議案第３７号 令和９年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について
- 議案第３８号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第３９号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第４０号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第４１号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第４２号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第４３号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第４４号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第４５号 令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

### 第３ 報告事項

- (１) 令和８年度第６２回船橋市中学校総合体育大会結果
- (２) 船橋特別支援学校スクールバスアプリ導入
- (３) 全国大会の出場・結果報告について
- (４) 第１３回ふなばしミュージックストリート
- (５) 縄文大学
- (６) 令和８年第３回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (７) 審査請求の却下について
- (８) その他

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議 8 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

7 月 16 日に開催いたしました教育委員会会議 7 月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきましては承認いたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は、議案第 35 号から第 45 号の議案 11 件、報告事項（1）から（8）の報告事項 8 件です。

議案第 38 号から第 45 号及び報告事項（6）につきましては、教育委員会会議規則第 12 条第 1 項第 4 号に、報告事項（7）につきましては、同規則第 12 条第 1 項第 2 号に該当しますので、非公開といたします。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

はじめに、議案第 35 号について、学務課、説明願います。

### 【学務課長】

議案第 35 号「船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本冊 5 ページから 6 ページをご覧ください。

本規則については、船橋高等学校の教育職員が取得することのできる特別休暇について、必要な事項を定めたものとなっております。

これまで職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等となり官公署へ出頭する場合には、休暇請求の手続を行うことで勤務しないことが認められていましたが、被害者参加人として官公署に出頭する場合については、特別休暇の対象外とされてきました。

このたび、国の第5次犯罪被害者等基本計画において、犯罪被害者等の雇用の安定に関する施策として、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知や検討を行うよう盛り込まれたことを踏まえ、被害者参加人の裁判対応に伴う負担軽減を図るため、被害者参加人として官公署に出頭する場合も、特別休暇の対象に追加するものでございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、議案第35号「船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第35号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第36号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第36号「令和9年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」ご説明をいたします。

令和9年度に船橋市立小・中学校並びに特別支援学校小学部・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、教育委員会会議において議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

令和8年6月1日付千葉県教育委員会教育長発通知、義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択についてにより、以下の指導及び助言がございました。

令和9年度において、1、小学校用教科用図書については、学校教育法等の一部を改正する法律による改正後の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和8年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこ

と。2、中学校用教科用図書については、附則9条図書を使用する場合を除き、基本的に令和8年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。3、特別支援学校の小学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和8年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。4、特別支援学校の中学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和8年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。5、附則9条図書の採択については、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童・生徒用の教科の主たる教材として教育目標を達成する上で、適切な図書を採択することとなっております。

次に、教科用図書採択の公正確保についてです。

1つ目として、教科用図書選定に関わる委員、または調査員等の選任に当たっては、特定の教科書発行者と関係を有する者が関与することのないように留意すること。2つ目、教科書発行者に限らず外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくこと。外部からの不当な働きかけにより公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。3つ目です。十分な審議や調査・研究を経ずにこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう採択手続の適正化に努めること。そのほか教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、吟味する環境を整えること。主な指導及び助言の内容は以上でございます。

これらを踏まえ、本年度教育委員の皆様には採択についてのご審議をお願いするのは、令和9年度使用の「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書」について、となります。

なお、その他の小学校及び中学校用の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、昨年度採択したものと同一教科書を採択していただくこととなりますので、はじめにそちらの採択をお願いいたします。

#### 【教育長】

それでは、ただいま事務局から説明がございました。

本冊の9ページと10ページ、小学校が9ページ、それから中学校が10ページになります。

別表の1、2に掲載の教科用図書、県の指導もあるということで、継続採択するというものでございますが、ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

小学校、中学校教科用図書は、全種目において令和８年度と同一の教科用図書を採択することといたします。

続きまして、特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書の選定結果について、指導課、説明願います。

【指導課長】

本年度採択についてご審議をお願いする特別支援学校及び特別支援学級教科用図書についてご説明いたします。

１１ページから１４ページの別表３が、本年度使用の特別支援学校教科用図書の一覧でございます。

１５ページの別表４の１が、特別支援学校及び特別支援学級用に新たに選定された図書でございます。

各教科書の調査・研究の結果は、委員の皆様及び傍聴席の皆様にお配りしてあります令和９年度使用教科用図書選定資料にございますので、そちらをご覧ください。

では、この後、令和９年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきまして、船橋市教科用図書選定委員会委員長である学校教育部長より、ご報告させていただきます。

なお、各教科書についてのご質問につきましては、教育支援室長がお答えいたします。

【学校教育部長】

それでは、令和９年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきまして、ご報告いたします。

はじめに、本日の報告に至るまでの経緯についてご説明いたします。

令和８年３月の教育委員会会議定例会において、令和９年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱及び専門調査員数についてご承認いただき、４月の教育委員会会議定例会において選定委員会委員についてご承認をいただきました。このことを受け、５月１１日、第１回船橋市教科用図書選定委員会を開催し、令和９年度使用の附則９条図書について調査・研究をするため、専門調査委員会を設置いたしました。

専門調査員は、教育に対して豊富な経験を有し、各教科の教科用図書について識見を有する教職員でございます。調査・研究に当たっては、県教育委員会が示した基本的な４観点である、「内容」、「組織・配列」、「表現」、「造本」について考慮をいたし

ました。

7月6日には第2回選定委員会を開催し、専門調査員から、調査報告と質疑を行い、その結果を基に、令和9年度使用の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について協議し、選定をいたしました。

#### 【教育長】

それでは、特別支援教育の教科用図書の審議に移りますので、教科用図書選定委員会から説明願います。

#### 【学校教育部長】

特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書附則9条本の選定結果について報告いたします。

まず、特別支援学校・特別支援学級の教科用図書につきまして、簡単に説明させていただきます。

特別支援学校及び特別支援学級では、3種類の教科書から児童・生徒一人一人の実態に合わせて選定できることとなっております。

1つ目は文部科学省の検定済教科書、2つ目は文部科学省著作の特別支援学校用教科書、いわゆる星本、3つ目は学校教育法附則9条の規定による一般図書です。

今回、選定委員会では学校教育法附則9条の規定による一般図書3冊を選定いたしました。

17ページ、令和9年度使用教科用図書調査報告書に詳細な報告を掲載してございます。

専門調査員の報告、質疑の中から3冊それぞれの特徴についてご報告させていただきます。

まず1冊目は、算数・数学の「スーパータイルのさんすう らくらく算数ブック1」です。食べ物や文房具など、子どもたちにとって身近な題材が多く使われており、数の概念を理解しやすい工夫がされています。ページごとに学習内容が1つに絞られ、大きなイラストやタイル図を使って数の基礎から2桁の計算まで、丁寧に学べる点が魅力です。かわいい動物キャラクターが、分かりやすい言葉でヒントを教えてくれるので、子どもたちも自発的に進めたいくなる工夫がなされています。

基礎的な問題も豊富で、繰り返し学べるようになっております。また、ユニバーサルデザインの視点からも、平仮名を多く使った丁寧な解説や、シンプルで目に優しい淡い色合いのイラストなど、誰もが安心して学べる工夫がされています。

さらに、使いやすさについても、机の上で開きやすく、良好な紙質で、直接しっかりと書き込むことができます。軽くて扱いやすいサイズ感にもなっております。

2冊目は、生活・社会の記号とマーク・クイズ図鑑です。身近な記号やマークが4つ

の分野に分類されており、その目的や意味がとても分かりやすく説明されております。  
子どもたちの身近な記号やマークが多く取り上げられているだけでなく、クイズ形式で遊びながら学べる工夫や、他教科、日常生活などでも活用できる内容になっております。

また、索引ページもついているので、興味・関心があることについて、自ら調べ、学ぶこともできます。

また、難しい漢字の読み方には振り仮名がつけられていることに加え、白を基調とした背景に鮮明な色彩を用い、分野ごとに色分けするなど、誰もが見やすく学びやすいデザインになっております。

さらに丈夫な紙質や、扱いやすいサイズ感など、使いやすさにも配慮されております。

3冊目は、職業・家庭の「ひとりだちするための進路学習」です。自分自身のことについて、理解する自己理解から、社会人になるまで、さらには社会人になってからの生活まで、必要な内容が系統的にまとめられており、卒業後の生活に直結する情報が分かりやすく解説されております。

各項目は問いかけ形式で展開され、生徒が自分のこととして考えやすく、主体的に取り組める構成となっております。

また、漢字に振り仮名がつけられているほか、実生活を想定した豊富なイラストや、直接書き込みやすい広い記入欄など、誰もが学びやすいユニバーサルデザインの視点から構成されております。

巻末には、指導者向けの解説もあり、経験の少ない教師でも活用しやすい構成となっております。

さらに汚れにくい表紙加工や、丈夫な紙質、扱いやすいサイズなど、使いやすさにも配慮されております。

以上の理由により、3冊全てが推薦するにふさわしいと考え、選定したところでございます。

#### 【教育長】

ただいま特別支援教育の教科用図書について説明がございました。

何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

#### 【小島委員】

「スーパertailのさんすう らくらく算数ブック1」は、直接記入ができるとありますけれども、実際は直接書くような使い方にするのか、あるいはコピーして使うのか、どのような想定でしょうか。

【教育支援室長】

直接書き込むと一度きりの使用となってしまいますので、繰り返し使いたい場合は、コピーをしてその都度使用することもできると思います。

【教育長】

そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。

【小島委員】

同じ「スーパータイルのさんすう らくらく算数ブック 1」について、2色刷りですが色覚について配慮はされているのでしょうか。

【教育支援室長】

色の見え方には個人差があり、使いにくさを感じる児童がいることも考えられます。その点も踏まえて、使用するかどうかを検討し、選択活用していくことになります。

【教育長】

支援が必要な児童・生徒が使う教科書ということで、先ほども話があったかと思いますが、児童・生徒に合った教科書を使うとは、一人一人が異なる教科書を使用するというのでしょうか。

【教育支援室長】

児童・生徒一人一人の実態に応じてそれぞれ異なる教科書を選択することができます。同じ学年であっても、児童・生徒一人一人に適した教科書を使用することが可能となります。

【教育長】

そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。

【朝倉委員】

3冊目の「ひとりだちするための進路学習」というテキストなのですが、ひとりだちというキーワードが、その親御さんとか学校から切り離されるような、重たいイメージに取られてしまうかなと感じたのですが、特別支援教育の中で、ひとりだちの支援というのを現在どのように進めているのか教えていただけますでしょうか。

【教育支援室長】

特別支援学校における進路指導では、社会的な自立を目指す子と、福祉とのつながりが必要な子がいます。今回この本が採択された場合、選べる枠に入ることになります。この教科書を学校で使うかどうかにつきましては、その児童・生徒に応じて検討することとなります。

【教育長】

そのほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【大塚委員】

個々で別々の教科書を使用するというのは、先生はそれぞれ回って見る感じなのか。自習みたいな形になるのかなと思ったのですけれども、教えてください。

【教育支援室長】

教科書は、それぞれの子に合った教科書を使いますので、同じ時間であっても、別々の教科書を使って学習することが想定されます。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、特別支援教育の教科用図書について採択をしたいと思います。

本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和9年度市立特別支援学校及び小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書として、本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。

以上をもちまして、議案第36号「令和9年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択

について」は、それぞれの教科用図書について採択を終了し、可決されました。

続きまして、議案第37号について、指導課、説明願います。

#### 【指導課長】

議案第37号「令和9年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。

本冊の25ページからになります。

令和9年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号及び船橋市立高等学校管理規則第15条の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員長の市立船橋高等学校長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 【教育長】

選定結果について、市立船橋高等学校長、説明願います。

#### 【市立船橋高校校長】

船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の選定につきまして、概要をご説明いたします。

本校は、普通科、商業科、体育科の3学科を有し、さらに普通科では、文系、理系、国際教養、α類型の4コースの教育課程を設定し、きめ細かい指導を行っているため、62冊という数になっております。

本日までの選定の経過について申し上げます。

まず、5月に教科主任を中心とした教科書研究会を開くよう依頼しました。教科書研究会においては、学習指導要領に示されている知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力、人間性の3つの柱をバランスよく総合的に育むことを目的とした教科書を選定しています。

令和9年度使用教科書において、新しく選定した教科書は7冊ございます。

まず、論理国語、総合国語Ⅰでは、第一学習社の「高等学校 改訂版 論理国語」を選定しております。本教科書は、現代社会の諸課題について考える教材が充実しており、生徒の幅広い視野や思考力を育むことができる内容となっております。

次に、総合国語Ⅰでは、東京書籍の「精選文学国語」を選定しております。この教科書は、小説や近代以降の文語文まで幅広い教材を掲載しており、生徒の読解力や創造力、表現を的確に読み取る力を育成するのに適した内容となっております。

次に、古典探求では、三省堂の「精選 古典探求 古文編 改訂版」、「漢文編 改訂版」を選定しております。本教科書は、分冊かつ2部構成をなっており、古典探求及びその後の学習まで見据えた2年間の指導に適した構成となっております。また、基礎

的な内容から発展的な内容まで段階的に学ぶことができ、入試を意識した教材も掲載されております。

次に、歴史総合では、帝国書院の「明解 歴史総合」を選定しております。本教科書は、歴史の流れを時系列で学びながら、学習指導要領に示されたテーマに沿った理解を深めることができる構成になっております。図版や写真、資料が豊富に掲載されていることから、歴史的な見方や考え方を養うとともに、思考力・判断力・表現力の育成にも効果的であると考えております。

次に、日本史探究では、実教出版の「精選日本史探究 新訂版」を選定しております。本教科書は、全編にわたり見開き1ページでコンパクトにまとめられています。また、各編の冒頭に仮説、最後にまとめの特集があり、生徒に探究学習を促しやすい構成となっております。

次に、政治経済では、第一学習社の「高等学校 新訂版 政治・経済」を選定しております。この教科書は、1年次で履修した公共を学んだ内容を振り返りながら、政治・経済の学習へと発展的につながる構成となっており、生徒が見通しを持って学習を進めることができると考えております。

最後に倫理では、第一学習社の「高等学校 新訂版 倫理」を選定しております。本教科書は、問いを基に学習を進め、さらに課題探究へと発展させる構成となっており、知識や技能の習得だけでなく、思考力・判断力・表現力の育成にもつながります。

各教科で数回の教科書研究会を実施した後、6月5日に保護者代表2名を含めた教科書選定委員会を開催し、選定趣旨の説明を行い、了承を得たことから、来年度は資料のとりの教科書を選定することとしました。

#### 【教育長】

ただいま船橋市立船橋高等学校使用教科用図書について説明がございました。  
何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### 【朝倉委員】

社会の教科書を中心に二次元コードですとかネットの資料が多く掲載されていて、恐らく自宅学習を想定したものだと思うのですが、実際自宅学習の場面で、どのように活用されているのでしょうか。

#### 【市立船橋高校校長】

社会科の教科書に掲載されている二次元コードやインターネット上の関連資料につきましては、自宅で復習を行う際に活用します。一方で、これらの教材は自宅学習での活用に加え、授業中にも学習内容の理解を深めるために使用する場面が多くございます。

【教育長】

次期学習指導要領が今後変わるということで、様々な勉強会があるのですが、よく言われているのがデジタルを使った教科書、デジタル教科書という言い方をしますが、今後はデジタル教科書を意識して選定するということによろしいのでしょうか。

【市立船橋高校校長】

今回の教科書選定に当たりましては、将来的なデジタル教科書の導入を前提とするものではありませんが、まずは現在の生徒にとって分かりやすく、学習効果を高めることができる教科書であるかという観点を重視して、選定しております。

デジタル教科書の活用については、今後の教育環境や制度の動向を踏まえながら、次回以降の教科書選定の中で検討してまいります。

【教育長】

もう一点、日本史探究について、同じ学校で同じ教科で違う教科書を使うというのは、違和感があるのですが、学科の実態に応じて選定したということでしょうか。

【市立船橋高校校長】

日本史探究の教科書につきましては、各学科の進路の実態を踏まえて選定しております。普通科におきましては、大学入試における一般選抜も視野に入れ、より詳細な学習内容や発展的な事項が掲載されている教科書を選定しております。一方、体育科におきましては、資料や図表が豊富で、生徒が視覚的に理解しやすい内容となっている教科書を選定しております。

【教育長】

そのほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

【小島委員】

論理国語の教科書について、レポートや小論文等書く単元があり、今の大学入試でも必要な能力と聞いております。とても大事な課題だと思っていますので、教科書としてとても適切と思いました。

【教育長】

何かほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【蓮池委員】

本冊の27ページの4番、5番に同じ普通科、商業科、体育科で2年というふうに明記されていますが、発行者の違う2冊の教科書を使うという解釈でよろしいでしょうか。  
また、国語が東京書籍に変わった理由も教えてください。

【市立船橋高校校長】

資料の4番及び5番に掲載しております教科書につきましては、2冊を併用して活用いたします。

次に、国語の教科書につきましては、国語科の教員による協議・検討を行った結果、学習内容の指導のしやすさを総合的に勘案して、東京書籍の教科書がより適切であると判断したことから、設定したものでございます。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

【朝倉委員】

ご選定いただいた古文・漢文について、古文・漢文は高校生にとって身近に感じにくいと感じたのですが、この教科書は、古文・漢文そのものだけでなく、それに関連する歴史的なことですとか、文法の解説等が詳しく掲載されていることなど、二次元コード等で情報提供されていて、幅広く関心を持つような内容になっているので、とても良いと思いました。

【教育長】

そのほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【大塚委員】

国語の教科書なのですが、先生方はほかの教科書も見ていただいているのでしょうか。

【市立船橋高校校長】

国語の教科書の選定に当たりましては、東京書籍の教科書のみを対象にしたものではなく、ほかの発行者の教科書とも比較検討を行った上で、選定しました。また、選定に際しましては、他校から異動してきた教員の意見なども参考にして、かなり長時間の会議で精査されたものです。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

【小島委員】

国語の関係でいうと、古典探究ですとか文学国語だと、教科書の定番なのかなという、私たち世代が使っていた作品もそのまま継続されているのが見受けられました。ただ、当時と違って、写真資料ですとか、カラーできれいになっていたりと関心を持たせる工夫がされていると思いますので、うまく活用して学びに生かさせていただければと思います。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

(各委員意見、質問なし。)

それでは、議案第37号「令和9年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

全科目の教科用図書について選定委員会が選定した令和9年度選定教科書一覧のとおり採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第37号「令和9年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」は、全科目の教科用図書について、令和9年度選定教科書一覧のとおり採択し、可決いたしました。

それでは、続きまして、議案第38号について、教育総務課、説明願います。

議案第38号「令和8年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、教育総務課長より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第39号について、教育総務課、説明願います。

議案第39号「令和8年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、教育総務課長より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第４０号について、施設課、説明願います。

議案第４０号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、施設課長より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第４１号について、施設課、説明願います。

議案第４１号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、施設課長より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第４２号について、施設課、説明願います。

議案第４２号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、施設課長より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第４３号について、施設課、説明願います。

議案第４３号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、施設課長より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第４４号について、保健体育課、説明願います。

議案第４４号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、保健体育課長より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第４５号について、管理部より順に説明願います。

議案第４５号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、管理部長等より説明後、審議に入り、全員意義なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（１）から（５）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

【教育長】

続きまして、報告事項（６）について、保健体育課、報告願います。

報告事項（６）「令和８年第３回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について」は保健体育課長より報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（７）について、西図書館、報告願います。

報告事項（７）「審査請求の却下について」は西図書館長より報告があった。

【教育長】

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで、教育委員会会議８月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 ３時２４分閉会